

秋田県健康環境センター
中 期 計 画

令和4年4月

秋田県健康環境センター

目 次

第1	中期計画の策定	1
1	策定の趣旨	1
2	計画の期間	1
第2	これまでの成果と課題	1
第3	センターの基本方針	4
1	役割	4
2	基本方針	5
第4	推進分野と推進の視点	5
1	推進分野	5
2	推進の視点	5
第5	取り組むべき調査研究	5
第6	試験検査の内容	6
第7	情報収集・解析・発信業務の内容	7
第8	危機発生時の対応	8
第9	技術支援活動の内容と目標	9
第10	計画の推進に必要な人員、施設・設備及び予算・財源	9
1	効率的な運営方法	9
2	人員の配置に関する計画	9
3	施設・設備等の整備に関する計画	9
4	予算・財源の確保に関する計画	9
第11	産学官連携及び研究成果の活用	10
1	企業、大学、他の公設試等との連携強化	10
2	研究成果等の活用	10
第12	研究員の資質向上等	11
1	研究員の資質向上	11
2	研究課題の設定・評価	12

別添資料： 健康環境センターが行う試験検査等の業務

第1 中期計画の策定

1 策定の趣旨

健康環境センター（以下「センター」という。）は、県民の健康の保持・増進と環境の保全を目的に、平成18年4月に旧衛生科学研究所と旧環境センターを統合し設立された。以降、センターは、秋田県における保健衛生、食品衛生及び環境保全の科学的・技術的中核機関として、求められるニーズに対応してきた。また、新型インフルエンザや新型コロナウイルスなどの未知の病原体、未規制化学物質等による新たな健康・環境問題にも対応してきた。

センター中長期計画は、これらの課せられたニーズや問題に対応するため、センターの機能強化に必要な方針を定めた計画として、平成19年3月に1期目の計画が策定された。現行（2期目）の計画が令和3年度で計画期間を終えることから、県政運営の指針となる「新秋田元気創造プラン」（令和4～7年度。以下「県プラン」という。）と整合を図るとともに、現在の組織・研究体制を見直し、予算の効率的な執行と研究水準の向上等によりセンターの機能強化を図る新たな計画を策定した。

本計画は、今後5年間（中期）に、センターがその役割を十分に発揮するために必要な方針を定めたものである。

2 計画の期間

令和4年度から令和8年度までとする。

第2 これまでの成果と課題

旧計画では、「健康被害の防止」及び「環境保全」に係る業務の推進を基本方針としており、その方針の下、これらに関する調査研究と試験検査について取り組んできた。（表1、2）

「健康被害の防止」に係る業務では、「秋田県感染症予防計画」、「秋田県食品の安全・安心に関する基本計画」及び「環境中化学物質の調査と適正管理体制の推進や強化」に関する調査研究へ取り組み、成果を挙げてきた。また、試験検査として、感染症対策や食品衛生対策、環境放射能等の多様な検査を的確に実施し、本県の行政施策を支援してきた。中でも、令和元年に発生し、世界的規模で感染が広がった新型コロナウイルスへの対応では、新たな病原体に対する検査体制を迅速に整え、その感染症対策に大きく貢献することができている。

「環境の保全」に係る業務では、「秋田県環境基本計画」等に即した調査研究を実施した。また、試験検査として、大気汚染・水質汚濁・廃棄物等の対策に係る多様な検査を的確に実施し成果を挙げている。

今後も、多様なニーズへの的確に対応できる体制を持続するためには、「選択と集中」の観点により業務の効率化を図る必要がある。一方、未知の病原体や未規制化学物質等による新たな健康・環境問題に対しても、柔軟に対応できる幅広い知識の蓄積と技術の習得が必要である。

表1 平成29～令和2年度に実施した調査研究

○健康被害の防止に関する研究

<p>「秋田県感染症予防計画」の基盤となる研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 迅速・網羅的病原体ゲノム解析法の開発及び感染症危機管理体制の構築に資する研究 ・ 秋田県における百日咳流行要因解明のための分子疫学的解析法の検討と発生動向の解明 ・ 薬剤耐性菌サーベイランスの強化及びゲノム解析の促進に伴う迅速検査法開発に関する研究 ・ オミックス情報に基づく結核感染制御技術の開発研究 ・ ダニ媒介性細菌感染症の予防・診断・治療のための総合的研究 ・ ワクチンで予防可能な疾病のサーベイランスとワクチン効果の評価に関する研究 ・ ロタウイルスワクチンの評価と新しいウイルス性胃腸炎ワクチンの開発に向けた臨床と基礎研究 ・ ムンプスウイルスの流行解析ならびに病原性発現の分子機構解析 <p>「秋田県食品の安全・安心に関する基本計画」の基盤となる研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食品中の細菌・ウイルスを原因とする食中毒の制御に関する研究 ・ 新規食中毒原因菌エシェリキア・アルバーティーの迅速検出法の検討と感染源の解明 ・ 国内で多発するカンピロバクター食中毒の定量的リスク分析に関する研究 ・ ノロウイルスによる健康被害実態及び食品寄与割合の推計に関する研究 ・ 新しい食中毒原因菌 <i>Staphylococcus argenteus</i> による市販食品等の汚染実態の解明 ・ 食品中に残留する農薬等の摂取量調査 <p>環境中化学物質の調査と適正管理体制の推進や強化につながる研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 化学物質環境実態調査 ・ 水環境中の医薬品類の動態解明に関する研究
--

○環境の保全に関する研究

<p>「秋田県環境基本計画」の基礎となる研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 八郎湖の富栄養化対策のための調査研究 ・ 田沢湖の水質変化機構についての調査研究 ・ 新環境基準項目のモニタリング手法及び評価手法の構築に関する研究 <p>「能代産業廃棄物処理センターに係る特定支障除去等事業実施計画」を推進するための研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃水処理施設における1, 4-ジオキサン分解菌の挙動と活性促進因子の探索 ・ 産業廃棄物処分場浸出水の生物処理技術に関する研究

表2 平成29～令和2年度に実施した試験検査

○健康被害の防止に関する試験検査

<p>感染症対策に係る検査</p> <ul style="list-style-type: none">・ 感染症発生動向調査に係る病原体検査・ インフルエンザ・日本脳炎・A型肝炎・麻疹・風疹検査・ 新型コロナウイルス検査・ SFTS・デング・チクングニア・ジカウイルス検査・ つつが虫病抗体検査・ 狂犬病検査・ 地研レファレンスセンター業務(カンピロバクター・百日咳・ボツリヌス・薬剤耐性菌)・ 公衆浴場, 遊泳プール水質検査(大腸菌・レジオネラ属) <p>食品衛生対策に係る検査</p> <ul style="list-style-type: none">・ 食中毒事例検査・ 食品収去検査(細菌・理化学)・ 食品中残留農薬・動物用医薬品検査・ フードセーフティ推進事業 <p>環境放射能調査</p> <ul style="list-style-type: none">・ 環境放射能水準調査・ 食品等の放射性物質濃度検査 <p>医薬品検査・化学物質対策調査</p> <ul style="list-style-type: none">・ 医薬品・家庭用品検査・ 化学物質環境検査
--

○環境保全に関する試験検査

<p>大気汚染対策調査</p> <ul style="list-style-type: none">・ 大気汚染常時監視・ ばい煙排出基準検査・ 酸性雨調査・ アスベスト対策 <p>水質汚濁対策調査</p> <ul style="list-style-type: none">・ 公共用水域水質調査・ 地下水調査・ 工場・事業場排水基準検査・ 八郎湖水質保全対策調査・ 玉川酸性水影響調査・ 十和田湖水質保全対策調査 <p>土壌汚染対策調査・騒音調査</p> <p>廃棄物対策調査</p> <ul style="list-style-type: none">・ 産業廃棄物等基準検査・ 能代産業廃棄物処理センター関連調査

第3 センターの基本方針

1 役割

センターは、秋田県における保健衛生及び環境保全の科学的・技術的中核機関であり、「県民の保健衛生の向上に関する試験検査及び調査研究」、「化学物質による健康被害の防止に関する試験検査及び調査研究」、「環境の保全に関する試験検査及び調査研究並びに環境の状況の監視」に取り組んでいる。

また、秋田県における食品衛生検査施設として、収去した食品等の試験を行っている。

加えて、「秋田県感染症情報センター」がセンター内に設置されており、本県における感染症の発生動向を調査し、患者情報及び病原体情報を収集・解析するとともに、関係機関に情報提供する役割を担っている。

県プランとの関わりでは、重点戦略5「健康・医療・福祉戦略」の「目指す姿2 安心で質の高い医療の提供」や、基本政策2「生活環境」の「目指す姿2 快適で暮らしやすい生活の実現」、基本政策3「自然環境」の「目指す姿1 良好な環境の保全」を下支えする役割を担っている。

さらには、感染症のまん延、食中毒事例・環境汚染事故の発生、他国での核実験実施等の緊急時には、蓄積した知識・技術により、被害や影響の状況確認等を迅速に行うと共に、情報を解析し、早期に情報発信する役割を担っている。

健康環境センターの法的位置づけ

○地域保健法第4条第1項の規定に基づく地域保健対策の推進に関する基本的な指針（平成6年12月1日厚生労働省告示第374号）に基づき、

- ・保健所等と連携しながら、地域における科学的かつ技術的に中核となる機関として、その専門性を活用した地域保健に関する調査及び研究を推進する。
- ・病原体や毒劇物についての迅速な検査及び疫学調査の機能の強化を図るため、施設及び機器の整備、調査及び研究の充実並びに研修の実施等による人材の育成、救命救急センター、他の地方衛生研究所、国立試験研究機関等との連携体制の構築、休日及び夜間において適切な対応を行う体制の整備等を図る。

○感染症発生動向調査（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく施策）において、

- ・地方感染症情報センターとして、患者情報、類似性情報及び病原体情報の収集・解析、情報提供を行う。
- ・地方衛生研究所として、感染症患者の臨床検体等の病原体検査を行う。

○食品衛生法第29条に基づき県が設置した食品衛生検査施設として、収去した食品、添加物、器具又は容器包装の試験を行う。また、試験検査の信頼性を確保するため、精度管理の充実に努める。

2 基本方針

これらのセンターの役割を果たすため、これまでの成果と課題を踏まえ、「選択と集中」により、必要度の高い業務へ人的・物的資源の投入を図りながら、「健康被害の防止」と「環境の保全」に向けた調査研究、試験検査、情報の収集・解析・発信、危機管理対応を行うことを基本方針とする。

第4 推進分野と推進の視点

1 推進分野

(1) 健康被害の防止

- ・感染症対策：病原体の迅速な検査及び疫学調査の機能強化
- ・食品衛生対策：食品衛生検査施設としての食品等の試験検査
- ・未規制化学物質等の対策：国内全体での取組

(2) 環境の保全

- ・大気、水質等の監視：大気、水、土壌環境等のモニタリングの実施
- ・湖沼等の水質保全対策：三大湖沼の水質保全
- ・廃棄物の適正処理等の推進：能代産業廃棄物処理センターの汚水適正処理
- ・気候変動適応策：気候変動適応センターの運営

2 推進の視点

基本方針を確実に実施するため、次の視点に留意しながら取り組む。

- ・分析技術や精度の向上
- ・情報収集・解析、発信の能力の向上及び的確な実施
- ・行政ニーズ・行政課題に直結した調査研究の実施及び成果の還元
- ・行政依頼検査の確実な実施
- ・危機発生時の危害防止に係る迅速な対応

第5 取り組むべき調査研究

取り組むべき調査研究のテーマは、

- ・県プランの視点として、重点戦略で「安心して質の高い医療の提供」、基本政策で「快適で暮らしやすい生活の実現」及び「良好な環境の保全」が掲げられていること
 - ・地方衛生研究所として「病原体や毒劇物についての迅速な検査及び疫学調査の機能の強化」を図る必要があること
 - ・食品の安全の確保が求められていること
 - ・三大湖沼の水質保全対策が県の重要施策となっていること
- 等のセンターを取り巻く現状やニーズを考慮し、次のとおりとする。

(1) 健康被害の防止

・感染症対策

感染症や食中毒の予防及びまん延・拡大防止に対する行政施策を支援するため、感染源・感染経路の解明等の疫学的研究、迅速で精度の高い検査技術の開発や新検査方法の導入・確立等に関する調査研究等を実施する。

・食品衛生対策

食品中の残留農薬、動物用医薬品、添加物、家庭用品中の有害化学物質等に係る効率的かつ信頼性の高い検査技術の構築と食品の安全確保に向けた調査研究を実施する。

・未規制化学物質等の対策

POPs（残留性有機汚染物質）候補物質や化学物質審査規制法に基づく監視化学物質など、国内で対策が遅れている物質を対象とした国の実態調査に参画し、当該物質の汚染に係る県内の地域特性を把握する。

(2) 環境の保全

・三大湖沼の水質保全対策

田沢湖の水質汚濁の防止対策として、pH、COD、栄養塩類濃度の変動等を把握し、水質変化の機構解明に関する調査研究を行う。

十和田湖の水質改善のため、汚濁負荷量の削減に向けた調査研究を行う。

八郎湖の富栄養化対策に向けて、湖に流入する有機物や栄養塩類の負荷量を定量的に把握する調査研究を行う。

第6 試験検査の内容

センターの試験検査の大半は、医事、薬事、食品安全、生活衛生、環境保全等に係る行政機関からの依頼検査である。これらの試験検査の結果は、法的な規制や行政指導等の根拠となるものであり、県民の健康・安全・安心な生活の確保に向けた行政施策の指標となるものである。そのため、センターは公的試験検査機関として信頼性のある検査体制を常に維持するため、次のことに取り組む。

- ① 精度管理に裏付けられた信頼性の確保
- ② 試験検査方法の改良や先端技術の導入などによる検査技術の向上

センターの主要な試験検査の内容は、次表のとおりである。行政機関のニーズにより、検査項目や検査数は変動するため、極力対応可能な体制を目指す。

(詳細は別添資料「健康環境センターが行う試験検査等の業務」を参照。)

表3 試験検査の主な内容と実績及び検査見込み数^{※1} (単位：件)

分野	主な内容	実績				検査見込み数 ^{※2}
		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	
健康被害の防止	○感染症対策に係る検査	3,205	3,201	2,064	4,926	3,349
	○生活衛生に係る検査	184	164	146	161	164
	○食品衛生対策に係る検査	20,357	17,154	18,220	19,295	18,757
	○環境放射能調査	3,299	3,170	3,057	3,024	3,138
	○化学物質対策調査	116	100	83	92	98
環境の保全	○大気汚染対策に係る検査	1,706	1,663	1,635	1,670	1,669
	○水質汚濁対策に係る検査	7,746	7,189	7,431	7,742	7,527
	○土壌汚染対策に係る検査	32	32	32	0	24
	○騒音対策に係る検査	722	721	723	697	716
	○廃棄物対策に係る検査	5,489	4,604	3,608	3,582	4,321

※1：詳細は別添資料のとおり

※2：計画期間における単年度あたりの検査見込み数（H29～R2年度の実績平均値）

第7 情報収集・解析・発信業務の内容

センターが担う情報収集・解析・発信業務の主たるものには、「感染症情報センター」、「空間放射線量調査」、「大気汚染常時監視」がある。また、出前講座等の外部講師派遣による情報発信がある。いずれも県民の安全・安心の確保のために重要な情報であり、情報の正確な解析と確実な発信に取り組む。

「感染症情報センター」では、県内の感染症発生状況をとりまとめ、毎週の「週報」、毎月の「月報」として、ウェブサイトにて情報発信している。これらの情報は地方自治体及び医療機関等にとって、感染症の流行状況を把握するための貴重な情報であり、県プランにおける重点戦略「安心して質の高い医療の提供」の施策を下支えする役割を担っている。

「空間放射線量調査」では、原子力災害等による空間放射線量の変動を即時に把握するため、県内6地点に観測局（モニタリングポスト）を設置し、空間放射線量の連続測定値をリアルタイムでウェブサイトに公開している。また、異常値が検知された際の状況把握及び国・各都道府県と連携した情報収集・解析を行う役割を担っている。

「大気汚染常時監視」では、県内の一般環境大気測定局7地点において、大気中の汚染物質についての測定データを収集し、速報値をウェブサイトで公開している。各測定局のデータが高濃度になると予測される場合には、「秋田県大気汚染緊急時措置要綱」等に基づき監視を強化する。

表4 情報発信の主な内容と実績及び見込み数※1 (単位：件)

分野	内容	実績				情報発信見込み数※2
		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	
健康被害の防止	○感染症発生動向調査に係る情報提供					
	・患者発生情報 週報/月報	52/12	52/12	52/12	52/12	52/12
	・病原体情報(細菌・ウイルス)	632	805	677	403	629
	○結核登録者情報調査に係る情報提供					
	・月報/年報	12/1	12/1	12/1	12/1	12/1
	○空間放射線量モニタリング情報	2,190	2,152	2,195	2,190	2,182
環境の保全	○大気汚染常時監視(テレメータシステム)					
	・一般環境大気測定局	414,759	414,477	400,769	358,585	397,148
	・大規模工場常時監視	508,861	479,164	489,314	566,754	511,023

※1：詳細は別添資料のとおり

※2：計画期間における単年度あたりの情報発信見込み数(H29～R2年度の実績平均値)

第8 危機発生時の対応

近年では、東日本大震災において緊急時における危機対応能力の重要性が改めて認識されたところであり、また、現在の新型コロナウイルス感染症を例とする新興・再興感染症流行時の業務継続計画(BCP)が重要となっている。センターは、健康や環境に関する危機や異常が発生した場合の県内唯一の総合的調査機関であるため、これらの危機発生時を想定した体制づくりが必要である。

センターとして想定すべき緊急事案としては、次のもの等が挙げられる。

- ・新興・再興感染症の発生及び流行
- ・原子力関連施設の事故や核実験による放射性物質の拡散
- ・大気汚染物質の拡散
- ・工場や廃棄物処理施設等からの汚水の流出
- ・異常気象等の災害による上記危機の複合的な発生

これらの有事の際には、「健康環境センター危機管理行動マニュアル」やその他の関連マニュアルに基づき、検査及び監視体制の強化を図り、必要に応じて関係機関と連携した施設の立入調査等を行う。

また、得られた情報については、関係機関を通じて可能な限り早く正確に発信する。

第9 技術支援活動の内容と目標

センターの持つ高度な検査・分析技術とノウハウを活かし、県内外の病院や大学、他の地方衛生研究所・地方環境研究所に対し、検査・分析技術の研修、講師派遣等を実施するとともに、研修生の受け入れなどを行う。

また、地方衛生研究所全国協議会の「レファレンスセンター」として、カンピロバクターや百日咳、薬剤耐性菌等の多様な項目について、各地方衛生研究所との情報共有や検査技術支援を行う。

〔レファレンスセンター〕

様々な感染症全てに対して全国の地方衛生研究所が高度化する検査技術に対応・維持することは困難なことから、感染症・病原体毎に各ブロック内の中心的な研究施設として「レファレンスセンター」が設置され、国立感染症研究所等との検査法共同研究、ブロック内地方衛生研究所への技術移転と検査技術の維持、検査用試薬等の維持と供給、各地域における検体の検査等の活動を行っている。

第10 計画の推進に必要な人員、施設・設備及び予算・財源

1 効率的な運営方法

センター内の連携を密にし、異なる業務における分析機器の共有などの効率化を図り、円滑な業務の実施に努める。

行政検査は、センターの業務全体に占める割合が大きく、人員も限られていることから、各事業課と業務の必要性等について十分協議し、外部へのアウトソーシング等を視野に入れた検討も行う。

2 人員の配置に関する計画

人員については、調査研究や行政検査の実施に支障が生じないことを前提に、行政サービスの維持・向上に努めながら適正な配置を行う。

センターが取り組むべき調査研究及び試験検査が確実に実施されることを担保しながら業務の選択と集中を進め、より一層、効率的な組織運営に努めるとともに、第8項で想定する危機発生時に十分対応できる体制を維持できるよう、人員の確保に努める。

3 施設・設備等の整備に関する計画

センターの取り組むべき調査研究及び試験検査を確実に実施するために必要な施設・設備等の整備を効率的に進める。

分析機器等の新規導入・更新においては、微生物検査・理化学検査・環境検査等の各業務における機器の重要性・緊急性・安全面等を考慮し優先順位を付けて計画的に整備する。

4 予算・財源の確保に関する計画

「行政改革の取組方針」の趣旨を踏まえつつ、人員の配置に関する計画及び施設・

設備等の整備に関する計画を確実に実施するために必要な予算や財源の確保に努める。

調査研究については、できる限り外部資金の獲得に努める。

分析機器等の整備に当たっては、多様な財源の活用やリース契約による導入を検討する。

第11 産学官連携及び研究成果の活用

1 企業、大学、他の公設試等との連携強化

県内企業、大学、他の公設試等との間で、それぞれの得意分野による調査、検査及び研究等を分担・共同して成果の向上を図るため、人材や研究機器の相互活用を踏まえた連携を積極的に推進する。

特に、センターの持つ高度な検査・分析技術を活用できる研究テーマについて、他の機関との連携強化を図る。

また、他の公設試とは、地方衛生研究所全国協議会、全国環境研協議会及びそれらの地域ブロック支部会等を活用して技術的情報の交換を行うとともに、危機発生時の相互協力体制の構築を進める。

【地方衛生研究所全国協議会】

都道府県、政令指定都市等に設置された各地方衛生研究所の連絡を密にすることにより事業の強化促進を図り、もって公衆衛生の発展に寄与する目的で設立された。内部組織として、公衆衛生情報研究協議会、衛生微生物技術協議会、全国衛生化学技術協議会があり、幅広く活動している。

【全国環境研協議会】

環境に関する試験・調査・研究活動を通じて、地域住民の健康の保護と、生活環境の保全に寄与することを目的として設立された。都道府県市の67の公的試験研究機関が会員となっている。酸性雨広域大気汚染調査研究部会、環境生物部会、精度管理部会等が活動を行っている。

2 研究成果等の活用

行政の科学的支援機関として、行政機関との十分な連携の下に、県民・企業等への成果の還元と情報発信の強化を図る。

(1) 成果の活用

研究成果は、時宜を得て学会、論文等で発表するほか、新規技術を伴う場合は、適正な権利保全に努めるとともに、積極的に企業等に技術移転するものとする。

研究成果として開発された試験検査手法については、行政検査に導入するほか、他機関への技術情報の提供等も積極的に行う。

試験検査の結果についても、傾向等を解析し、行政施策や県民への啓発に活かす。

(2) 研修等の実施

地域における保健・環境行政の科学的及び技術的中核機関として、次の関係者等へ積極的に研修等を行う。

① 地域保健行政・環境行政関係者等

健康危機及び環境保全等、時代に即応した課題について、保健所職員、市町村職員等の地域保健行政・環境行政関係者に対する研修及び技術的助言等を行う。

② 大学・短大等高等教育機関

インターンシップ（学生の実習受け入れ）を通じて、実際の試験検査を実習させることにより、就業意識向上及びセンターの業務に対する理解増進を図る。

(3) 情報の発信

出前講座や講演会での講義、調査研究発表会等での発表、県の記念日における施設の一般公開など様々な手段を通じて、研究成果等の県民への公開と普及を図る。

また、研究成果等のデータベース化を推進するとともに、これまで蓄積してきた分析データや知見は、県民・企業等が利用しやすい形に整理可視化した上で県ウェブサイト等により公開するよう努める。

(4) 県民意識の醸成

出前講座等を活用し、県民に研究成果や試験検査結果で得られた知見を分かりやすく啓発することで、健康と環境に対する県民の関心を高め、健康増進と環境保全に自ら取り組む意識を醸成する。

第12 研究員の資質向上等

1 研究員の資質向上

センターに期待される調査研究や高い精度を維持した試験検査を行うためには、幅広い知識、豊富な経験、技術の習得などが必須であるため、日頃から研鑽を積み、これらを実地に継承していく。

行政検査等の試験検査においては、各々の公定法等に基づいた標準作業手順書やマニュアル等を整備し、必要な知識や操作手順等を正確に伝達・共有することで、基本的な分析技術の継承を行う。また、標準作業手順書等には網羅できない高度な分析のノウハウや経験については、OJT（日常業務を通じた職員教育）による継承を図る。

専門的な分野の知識習得や技術向上については、国内外の学会及び研修への参加、大学や他の公設試等との研究交流、学位の取得奨励、センター内での研修及び行政部局との交流等を通じて、一層の意欲や能力・資質の向上を図る。

(1) 試験検査技術の継承

標準作業手順書等による基本的な分析技術の継承とOJTによる高度な分析技術の継承により、試験検査の高い精度を維持する。

(2) 研修・交流機会の確保

国内外での学会、国及び関連団体等主催の研修会などに積極的に参加させ、研究意

欲と検査能力の向上を図る。

(3) 学位の取得奨励

研究者として専門的な業務で得られた知識・経験について、より社会的・国際的に通用する高度な能力へ高める手段として、大学院博士後期課程等での学位取得を促す。

(4) 発表・論文投稿の奨励

取り組んだ研究の成果については、学会発表や学会誌等への投稿を奨励する。

(5) センター内研修

センター内での定期的な研究発表会の実施等を通じて、資質の向上を図る。また、研究者による自主的な研修会、セミナー等の開催を積極的に支援する。

2 研究課題の設定・評価

効果的な研究を行うために、外部有識者を含めた評価委員会を設け、研究ニーズ、実現可能性及び効果等を見極めを行い、適切な研究課題を選定する。

また、選定された研究課題については、①目的設定、②中間評価、③事後評価により、研究の方向性についての要望・提案や成果を整理することで研究内容を洗練し、研究者の資質の向上につなげる。